



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	農場規則の法律的研究 : 農業法と労働法との一契合點
Author(s)	小林, 巳智次
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 2, 190-230
Issue Date	1934-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10610
Type	departmental bulletin paper
File Information	2_p190-230.pdf



農場規則の法律的研究

——農業法と労働法との一契合點——

小林 巳 智 次

目 次

前 編	第四節 農場規則と小作契約との關係
小 序 参 考 文 献	結 論 農場規則の規範性、就業規則との比較、將來の對策
第一節 農場規則出現前の小作證書の特例	後 篇
第二節 農場規則の發生事情	農場規則及び小作證書實例集
第三節 農場規則の形式及び内容	

前 編

小 序

小作制度の改善に就いては朝野を擧げて研究を遂げ最早や調査並に論議の餘地なきかに見える。唯この上は速に合理的の新立法を實現して農村の混亂を救はねばならない秋であると思ふ。しかるに、余は最近北海道に於ける小作制度の實情を明らかにせんがために、多數の小作證書を蒐集調査したる結果、茲に掲げたる農場規則の實

態を知り、小作證書とは別箇に存在し、而かも其の内容は極めて重要性を帯ぶる事を知つた。依つて茲に研究の
大要を報告し、從來一般に看過されて來た法律現象の全貌を明にし、農業法上の一社會的新法源としての地位を
確認し、農業法並に一般法律研究者の參考に供し併せてその批判を乞ひ度いと思ふ。

參考文獻

- 一、北海道廳拓殖部 北海道貸地農に関する調査（大正四年四月）
 - 本書は道廳産業調査會報告書第五卷（農地管理）を特に右の如く題して別刷せるもの、因に該調査は主査・法學博士高岡熊雄氏及委員山田勝伴氏擔當。
 - 一、同 右 産業部 北海道に於ける農場經營の實例（大正十二年一月）
 - 一、同 右 内務部 北海道に於ける小作契約實例調査（大正十四年三月）
 - 一、農林省 農務局 本邦小作慣行（大正十五年、大日本農會刊行）
 - 一、同 右 小作證書實例集（昭和四年三月）
 - 一、同 右 地主の農事に關する施設事例（大正五年六月）
 - 一、小林・高倉共著 本邦に於ける近代的小作立法運動の先驅（札幌農林學會報百二號、昭和六年二月）
 - 一、拙 稿 農村研究（主として小作契約を通じて見たる北海道農村社會の特徴）（昭和八年八月）
 - 此他諸稿本（小林・高倉 前掲論文附表（一）参照）は其都度記載。
 - 一、協 調 會 主要工場就業規則集（大正十四年）
 - 一、末 弘 博 士 就業規則の法律的研究（勞働法研究 三六九頁以下）
- 此他就業規則に就ては孫田博士改訂勞働法、津曲教授勞働法原理、星野・石崎兩氏共譯カピタン・キユウシユ勞働法提要及び協調會（齋田學士譯）刊行ヒツク勞働法下卷等参照。
- 尙ほ獨佛に於ける文獻は前記諸書にあげたるもの、他 H. W. B. der Staatswissenschaft, 4anf. Bd. I. S. 840-1 を見よ。

第一節 農場規則出現前の小作證書の特例

大農場では一般に後に説明す可き農場規則を設けて居るが、爾餘の中小農場では必しも農場と稱へず、且つ又農場規則に當る可き規定を設けて居ないものもある。然しながら、斯様に農場規則を設けない場合の小作契約書には從來本邦に行はれてゐる證書とは異なつた内容を包含するものが屢々見受けられる。然るに此等の特殊な小作契約書の内容を點檢した結果、後に説明す可き農場規則の本質的要素とも稱す可き約款を認め得たのである。私は之等の特殊なる小作契約書を以て、形式上から見れば通常の小作契約書と農場規則との中間的存在であり、實質的意義から見れば農場規則それ自體の端初的存在であると考へたい。

(1) 小作證書の二型態

次に此等の説明に入るに先ち、豫め小作契約書の形式に就いて叙して置く必要がある。小作契約書又は小作證書は形式上大別して、(一)當事者たる地主及小作人双方、並に双方又は小作人のみの保證人或は立會人の連署をなすもの(之を互換證書としておく)、(二)小作人より地主に差入れるもので小作人と其の保證人或は立會人のみが署名するもの、(之を普通證書としておく)及び(三)地主より小作人に差入れるものとの三種に分類出来る。¹⁾以上三種類の中、普通證書が最も多く行はれ、次に互換證書であり、第三の形式は極めて稀である。この慣行は北海道も本邦一般と略々同様である。²⁾然しながら茲に注意す可きは第一の互換證書の内容である。

元來、小作契約は私法の原則たる契約自由の精神から謂つても互換證書が本態である可きである。勿論これは

1) 農林省 本邦小作慣行 大正元年の部 P. 78, 大正十年之部 P. 2-3, 及び同上小作證書實例集、總説 P. 3-4, 參照
2) 品川氏調査 北海道小作契約書(稿本)

形式的意義のみでなく内容に至つても然かあらねばならない。従つて傳統的の解釋ではなく、團體交渉、又は公定の方法を認むるが如き、眞實の自由の確立を必要とする意義に於てである。

さて、實例から見れば、互換證書は比較的勢力の弱い中小地主と小作人との間に締結されて居る。北海道だけでは少く共斯く斷言し得られると思はれる。然るに本邦一般の實例から見れば、北は東北地方より、南は四國九州方面まで可成廣汎に普及して居るが、其等は在來の慣行として採用されて居るといふよりは、寧ろ世界大戰後の小作爭議の經驗からか、又は小作問題に特に關心を持つ地主又は地主團體、協調的農業團體、土地會社、産業組合、或は監督の任に當る可き地方官又は地方廳等の關係を有つ小作地のものである。(註一)

惟ふに、最近の農村の情勢と異つて、所謂共同社會 *Gemeinschaft* の要素を多分に含んだ舊時の農村では、地主と雖も特に強大でない限り、小作人との社會的懸隔が少く、自然に互換證書を生み出すやうな自由にして公平な、和やかな關係が形式だけでも結ばれたであらう。而して最近有力なる地主其他の諸種の農業團體がこの型式を用ゐるのは社會的懸隔の大なるに拘らず、一面は自發的に、他面は時代の風潮に驅られて、再び合理的型態に還元したものと見られる。要するに普通の差入れ證書よりも互換證書こそ公正な形式であると思はれる。

註一 農林省、小作證書實例集より互換證書を抽出すれば次の如くである。尙ほ多少見落しも有るかも知れない。數字は證書番號。一六(富山)、八〇(群馬)、小作調査會關係、第十條)、一〇八(長野)、一四九(佐賀)、一六八(愛知、株式會社)、一七二(岡山、合名會社、農場規則あり)、一七四(山口、株式會社)、一七六(秋田、不動産信託會社)、一七七(秋田、地主)、一八三(大阪、大日本地主協會)、一八五(兵庫、農村問題研究會)、一八七(兵庫、土地管理會社)、一九〇(鳥取、縣廳職員會)、一九二(岡山、農事株式會社)、一九三(山口、地主)、一九四(徳島、地主と協調會)、一九五(香

川、地主)、一九六(愛媛、産業組合)。以下永小作又は特殊小作に關するもの、二〇〇(秋田、永、公有地、小作官立案)、二〇三(愛知、永)、二〇七(廣島、永)、二〇八(徳島、永)、二〇九(高知、永)、二一〇(同上)、二二三(岡山、合名會社、一七二と同じ、刈分)、二二五(高知、分益)、二二六(岐阜、請負)、二二七、二二八、二二九と同じ、請負)、二二三(廣島、株小作)、二二五(長野、公共組合、山林借用證書)以上

(ロ) 農場規則の本質を加味したる互換式小作證書

さて、多くの農場の中、茲に謂ふ農場規則なる一般的規程を有たないものは小作證書のみで小作關係が成立する。(勿論口約の場合は別問題である)而して吾々が蒐集した例に依れば、此等は多く上述の互換證書である。尙ほ本型式の特徴として、屢々末尾に「契約ノ變更ハ當事者双方ノ合意ヲ要ス」る旨を宣明して居るものがある。³⁾

以上の如く互換證書では、文面上公平であり、且つ、内容も普通證書よりも比較的緩和されて居るものであり後に實例として挙げたる小作證書も亦之等の點では全く典型的の互換證書のものである。然るに、夫にも拘らず從來の互換證書を異る點は、明確に地主側の優越せる指揮命令權を宣言して居る點である。^(註)斯かる約款は他の小作證書には、形式の如何に拘らず普通全く見られないものであり、而して後述する如く、むしろ農場規則の本質的要素たる可き性質を具備してゐる。勿論更に組織化された大農場に於ける規程に比較すれば遙かにその強制的程度は狭少であるが、それが普通の小作契約の本質とは異なる別個の經營上の支配權に屬することは明瞭であらう。以上の説明によつて、組織的の農場に於いて從來の小作契約書とは別箇の存在として、之と混同す可からざる獨自性を具備した農場規則が出現するに先ち、主として本道開拓の初期に當つて、互換式の證書として、而かも内容は更に一步普通の小作關係よりも、地主の地位の強化された特殊なる小作證書の存在した事を知つた。之れ

3) 後篇 實例第二 末尾參照

農場規則發達の沿革から見て、看過し難い興味ある事實ではあるまいか。

註二 後篇實例より抽出すれば次の如し。

- 一、何事モ地主ノ指揮ニ服從シ云々（第一、第二條）
- 二、小作人ハ本書契約ヲ遵守スルハ勿論、地主ノ指揮ニ服從シ云々（第二、第九項）
- 三、開墾期限中自己ノ不勉強ハ云フニ及バズ、風俗ヲ壞亂シ或ハ犯罪ト認ム可キ行爲アルモノ（中略）ト地主ニ於イテ認定スル者ハ（中略）何時ニ依ラズ解約ス可シ、但シ右ノ場合ニ於イテ小作人ハ拒ムコトヲ得ズ（同上、第十五項）

第二節 農場規則の發生事情

次に農場規則の發生を促進した歴史的並に地方的事情を述べておかうと思ふ。

北海道の農場經營は府縣と比較して比較的大規模のもの多く、全國に於ける五十町歩以上の大地主の數に於ても、斷然他府縣を壓してゐる事は周知の事實である。之等の大地主は言ふに及ばず、群小地主に於ても其の所有地の開發利用の爲には勢ひ多數の勞務者を必要とする。其の結果、住民の未だ少なかつた開拓初期は勿論、其後人口の増加にも拘らず、尙ほ且つ廣漠な農耕適地の餘されてゐるがために、道内のみならず府縣より連年多數の移住者を迎へざるを得なかつた。之等の農民は賃銀勞働者として働いて居たものも有つたであらうが、一般に小作人として入地した。而して、小作人は、形式上或は永小作權契約又は賃貸借契約を締結したのであるが、實質上は賃銀勞働者と殆んど大差なく、従つて寧ろ所謂勞働契約（Arbeitsvertrag; Contrat de travail）と解す可きものであると思はれる。殊に未墾地開拓の小作、即ち開墾小作に於ては然りと言ひたい。然しながら之の問題は本

論に於ては暫く關係せず、他の機會に譲つておき度い。

何れにしても、急速に募集した多數の小作人は夫々人情風俗習慣等を異にした各地方の出身であり、従つて小作慣行も異り、小作人相互間並に地主對小作人間の親和の程度も薄く、且つ又府縣とは農業經營の諸條件が相違して居るために遭遇した種々の困難紛争は想像するに餘りある。斯くして新たな農業經營上の指針を決定する事、小作關係を明確にし、並に小作人の統制を行ふ事等の必要が當然要請された。先年吾々が既に明にしたやうに新民法が公布された前後、即ちに明治二十九年より同三十一年の三ヶ年に亙り、北海道廳に於いて小作條例を制定せんとして多大の努力を拂つて草案を作つたのも、其の原因は地主側の要望に由來したのである。^(註一)之の運動は機熟せずして成就しなかつたが、後大正の初め、道廳が拓殖の根本方針を決定す可き資料を得んがために設けた産業調査會の報告に於ても公正なる立場に在る學者並に爲政家が略同様の理由から、北海道に速に小作條例を施行す可き事を強調力説してゐる事は、寔に興味ある事實である。⁽²⁾

さて、道廳が一再ならず立法的統制に注意を拂つたにも拘らず、時機まだ熟しなかつたために遂にこの運動も挫折したが、他方、地主等は期待した當局の法律的統制が空しくなつたからとて、徒らに拱手傍觀して居るわけにはいかないほど、目前の事態は急迫してゐた。そこで彼等自から、統制の任に當らねばならなかつた。斯くして農場規則は必然的に地主本位の立場から制定さるるに至つた。彼等は最初各自夫々思ひ／＼に制定したのであらう。然し利害關係の相一致する點より、期せずして會同して小作條件の諸規定に就いて協定するに至つた。^(註二)之等の會同は一時的のものもあり、進んで組織的の地主團體の發生を見たものもあつたのである。従つて各地方の農

1) 小林・高倉共著 本邦に於ける近代的な小作立法運動の先驅 札幌農林學會報 104號参照

2) 北海道廳 北海道貸地農に関する調査 P. 127 参照

場規則従つて小作契約は大體多分に共通性を帶ぶるに至つた次第である。

註一

當時、地主が道廳の小作條例制定に如何なる態度をとり且つ期待を持つたか、次の記事で判明しやう。(「北海之遺産」九十一號、四七頁、雜報欄(明治三十一年四月、北海道農會發行)「小作契約と小作法案」)

從來本道ニ於イテ、大地積貸付ノ許可ヲ得、小作人ヲシテ開墾ニ從事セシムルモノ、其ノ數尠シトセズ、而シテ之等小作人ト農場主トノ間ニ締結スル契約アルヤ、農場主ニ於イテ適宜ニ其條項ヲ定メ、相互ノ利益ヲ計ルヲ主トスルモ、甲乙丙丁各方法ヲ同フセズ(中略)從ヒテ、隣區畫ニ小作シ居ルモノ他方ノ契約方法ヲ聞キテ、己レノ不利ナルコトナ知リ、遂ニ農場主ニ對シテ、味噲或ハ金員ノ前借ヲ申込ミ、若シ之ニ應ゼザレバ、貸與ノ農具ヲ賣却シ、契約ヲ破ツテ他ニ轉ズルモアリ。農場主ハ其ノ弊ニ堪ヘズ、大イニ該契約ヲ鞏固ニセンコトヲ謀リ居ル事ナルガ、豫テ議會ニ提出サル可シト云フ小作法案ニハ、其ノ契約容易ニ破ル能ハザル様、一ノ制裁ヲ設ケ、最モ相互ニ利便ヲ來ス可キ方法ヲモ附加シアリト云フ。

註二

石狩川沿岸の篠津原野(石狩郡新篠津村)の開墾に當り貸下地の地主が、明治三十年三月、附近の空知郡岩見澤村(現在町)宇狐森方面の地主と會合して小作に關する事項を協定した事實がある。斯かる例は尙ほ他にもあつたらうと思はれる。(高畑宜一氏調査、石狩郡小作狀況、稿本)尙ほ地主團體として次の如きものがある。

明治三十年七月、本道米作地の中心とも稱す可き上川地方の地主結合して「上川農場組合會」を組織し、次の如き規約草案を製作した、唯本會が果して如何程活動したかは不明である。

第一條 本會チ上川農場組合會ト稱シ事務所ヲ上川郡旭川村(現在市)ニ設ケ

第二條 本會ハ上川郡内ニ於ケル農場經營者互ニ相集合シ農場經營上ニ關シ諸般ノ協議ヲ爲シ可成的共通ノ利益ヲ圖ルヲ以テ目的トス

但シ農場ノ權利ニ關シテハ組合ヲ代表シテ他ニ交渉スルコトアルヘシ

第三條 會員ヲ分チテ正會員贊助會員トシ正會員ハ上川郡内ニ於テ土地十五万坪以上ノ貸下ヲ受ケタルモノ、又ハ同地積所有地監督者ヲ以テシ、贊助會員ハ特ニ本會ノ目的ヲ贊助スルモノヨリ成ル

第四條 會員ハ各自研究ス可キ議題ヲ提出スルノ權利ヲ有ス

第五條 本會ニ於イテ議決シタル事項ニシテ組合者共通ノ利益ニ關スルモノハ會員互ニ履行スル義務アルモノトス(中

略)

第十三條 本會員ニシテ組合者ノ利益ヲ妨ゲ濫リニ本會議決ノ履行ヲ拒ム者ハ正會員評議ノ上退會セシムルコトアル可

シ

第十四條 本會議約ノ訂正加除ヲ要スルトキハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ムルモノトス

以上

(品川氏、石狩國各農場小作規約稿本)

第三節 農場規則の形式及内容

次に初期の萌芽的型態より發達して漸次組織化された農場規則について説明しやう。

(1) 農場規則の形式

凡そ、小作地の未墾地なるか開墾地なるかに依つて、未墾地小作又は開墾小作、及び既墾地小作又は普通小作とに分つ事ができやう。(但しこの普通小作は、永小作に對する賃貸借小作の通稱とは異なる。甚だ混同され易いが、暫く本道の通稱に従つて置く)尙ほ小作人が移住民より成る場合には移住小作人なる特稱も使はれてゐる。従つて各種農場では農場規則として夫々異つた名稱を附してゐる。例へば、開墾小作人規約、開墾地規定、開墾地移住小作人規程、移住民規則、移住小作人募集規則、農場小作人心得書、小作人規約、小作取締規則、農場規約等である。之等を一括して共通性を認め、茲に農場規則と總稱したいと思ふ。宛かも工場内に於ける雑多の名稱を含む就業規則を工場規則 (Factory ordinance) と呼ぶと同一の趣旨である。

農場規則は、小作契約と異り、地主小作人間の契約ではなく、從來、常に地主又は其の代理人たる農場管理人

の一方的意思に依つて決定される。夫故、一般に國又は公共團體の制定する法規と同様に、制定者である農場の名に於いて發表されてゐる。唯茲に特例として、宛かも小作證書に於けるが如く、地主及小作人の連署せるものがある。(實例第三) 即ち互換式の小作證書と類似した形式を用ひてゐるが、其の内容は農場規則と一致するからその特例と解したい。因みに實例として示したる規則は農場と稱へない小地主所有地のものである事をも注意しておき度い。尙ほ第二の特例として記したのは、農場規則としては一般的の形式を採りながら、其の變更に就ては地主小作人の協議に依る旨を規定せるものである。(實例第四、第廿二條參照) 尙ほ、該農場は小地主に屬するものであり、且つ小作證書は互換式である。

斯様に規則改正に小作人の發言權を認めて居る事は、他の農場規則の專斷的傾向と相反するものである。唯後述(結論)するが如く、將來は農場規則に對する國家の政策が進んだ曉には、單に監督をなすのみならず、進んで小作人若くは小作人團體にも、その制定並に變更に對する參與權を是認す可きである。

右の問題は内容に關はるのであるが、同時に形式上からも注目す可き點であるから茲に説明した。

(ロ) 農場規則の内容

農場規則は原則的の重要な項目のみより成るもの(實例第八)と、全般に亘つて詳細なる規定を網羅したるもの(實例第九)とあるが、何れにしても規定の目的並に機能に至つては同一と言ふ事ができやう。次に記載事項を各の性質上大體次の如くに分つて説明しやう。(註一)

(A) 農場の組織、經營方法並に場内の秩序に關する事項

之に屬するものとしては、先づ國家の法律命令と同時に、總括的に當該農場規則、及び農場の指導命令並びに場内の申合せ規則或は慣例等を遵守す可き事を宣言せる項目である。普通は劈頭又は末尾に掲ぐる例であるが、中間に挿入することもある。特例としては斯る規定を缺く代りに、別に誓書又は誓約書として、小作證書の他に右の件を内容とするものを必要とする場合もある。(實例第五、甲之部末尾參照)

次には小作人として入場す可き資格並に手續に關聯する項目である。之等は一見第三種(固有の小作條件)の範疇に屬するものと思はれやうが、寧ろ農場組織の要件と見る可きであらう。例へば、農業に經驗あること、家族中労働能力を有する者二人以上あること、一定の資本金、又は農具牛馬其他を有すること、戸籍謄本を提出し又は轉籍して永住の覺悟を示すこと、品行方正なること等、其他之に類する條件を掲げてゐる。この他、特例として、農場が宗教團體に附屬せる場合に當該宗派の信徒たる事を要件としてゐるものもある。(實例第五、第一條)

次に農業經營に關しては、新開地として府縣とは氣候風土を大いに異にするがために、之に適應する方法を撰擇施行せねばならない。従つて之を各小作人に自由に行はしめんか、小作人の損失を招くのみならず、農場の運命にも影響するは必然である。茲に於いて經濟上、社會上並に智的にも優越せる農場主側が指導の地位に立つことになり易い。例へば開墾の方法時期、耕作物の種類、肥料、收穫方法、其他万般の經營問題に亘つてゐる。この他、夫役即ち小作人が自家労働の他に、農場の要求に應じ、無償又は有償にて一定の日數又は仕事に對して受忍する義務あるが如き、所謂從屬の小作制度に見らるゝ條件であるが、これ亦本項に數へべきものであらう。勿論夫役は各地の從屬的小作に見られ、本道のみ例でないが性質上本項に算へる可きである。

尙ほ場内に於ける貯蓄組合、實行組合、親睦組合其他の團體に加入す可き事を強制せる條項も經營並に秩序の兩方面に係はる規定と見られやう。又收穫物の賣却は農場の許可なき限り、小作料納入前には嚴禁せられたる事餘暇ある場合に許可なくして場外にて勞働せざる事、親族以外より借債せざる事、冠婚祝祭其分相應にする事、濫りに會合飲酒せざる事等、小作人の勞働力又は金融に關する規定は、畢竟農場の經濟に影響あるものと見たる制限であつて茲に擧ぐ可き項目である。

この他、自己の都合により退場する際は新小作人を見出す可きこと、而して其の採否は農場側の自由なる可しとの規定も經營上の必要からである。最近は却て代作人の推薦は小作人の權利なりとする實例がある。(註三)

次に農場内の秩序に關する規定として、前述の場内規則命令の總括的強行規定は、同時にこの部類にも屬すると云ひ得やう。其他、小作人中より農場主の囑託、又は互選にて定める伍長、組長、若くは總代等を設けて場内各部の秩序の維持、意思疏通を計るが如きは一面自治的機關であるが、他面場主の指令傳達の役目を果すことが寧ろ實際の目的であらう。尙ほ小作人の團結結社等に對する制限規定、風紀衛生上の注意事項等をあぐる事が出來やう。尙、特例として宗教的農場に於ては入場要件として信徒たる可き事は前述したが、入場後は勿論宗派的訓練に服従する事が要求されてゐる。(實例第五、第十二條)

要するに、本項に屬す可き諸規定を通覽すると、封建治下の大名と百姓間の關係を彷彿として想像せしむるに充分である。殊に有力なる舊大名や豪族の經營する大農場に於いて之の感が深い。斯くして、謂はゞ、計らずも本道の開拓に依つて道内所在に色とりどりの大小封建的王國が再現した形となつたのである。

(B) 前項の規定の違背に對する制裁

前項に屬する多くの規定は、違反者に對する制裁を課す可き事に依つて初めて其の權威を維持する事ができやう。然らば本項に入る規定としては如何なるものを例示し得るか、先づ農場主の一方的意思表示に依り、何等催告を要せずして、直に解約し得可しとする規定がある。この場合、追放又は退場を命ずといふ用語が屢々見受けらるゝ。斯る農場主の通告は告知 (*Kundgebung*) であつて小作人の承諾を要しない。勿論普通民法上及び小作慣行に於ても、契約違反の場合其他法定の解約條件はある。然し乍ら、農場規則に於ける特徴は、前項の如き何れも他に見られざる封建時代の制限的條件を、しかも農場主の專意に依つて制定強行するのであるから、之等の規定は、次の項目に屬す可き固有の小作契約の内容たる可き解約條件と本質的に異なるものである。従つてこの制裁規定 (*Strafbestimmungen ; dispositions des sanctions*) こそ、前項と相俟つて農場規則の核心であり、本質的部分を構成する。この他損害賠償、又は金物の貸與或は給與を受く可き特權の撤廢若くは制限、過怠金、科料の賦課等をあけることができる。

尚ほ、諸種の行賞、表彰並に獎勵慰安に關する項目は、第一項の諸規定の實現勵行を期するがための誘導的規定であつて、制裁規定と表面上、正反對であるが、秩序の維持、命令の實現といふ目的より見て全く同性質の規定であると思ふ。即ち賞罰相俟つて威令を勵行せんとするのであらう。

(C) 固有の小作契約に關する規定

最後に擧ぐ可きは、小作料其他の小作條件にして、本來の小作契約の内容たる可きものゝ規準に關する諸項で

ある。従つて、これは制定當事者と方法こそ異なれ宛かも小作協約の記載事項と一致するものである。例へば、開墾小作又は移住小作の場合ならば、移住旅費、小屋掛料、開墾料、食費、農具、牛馬、種子等の給與又は貸與、墾下期限、墾成後の土地分譲の有無割合等が先づ重要なものである。次に一般的の條件として小作料、小作期間、轉貸借、解約事由、土地改良費其他費用の負擔、保證人、裁判管轄等其他小作條件に關する諸規定は凡てこの項目に算入す可きである。従つて之等に就ては詳しく説明するを要しない。要するに本項の目的は次節に説明す可き小作證書との連絡を立證する要素であるといへばよい。

以上、大體農場規則の形式並に内容に付いて説明した。勿論、中には同一の規定にして二種の目的を帶び、同一の條文にして異つた目的を有する規定を含むものもある。次に小作證書との關係を述べ、その法律的性質を明らかにしやうと思ふ。

註一 農場規則の内容の分類に就ては、就業規則の内容分類に關するカピタン、クエウシユ兩氏の意見を參考とした事を明らかにしておく。即ちこれに依れば大体次の如くである。

- 一、労働の内部組織に關する規則及び工場内の秩序に關する取締規則
- 二、上述の規則に違反せる場合の制裁規定
- 三、労働契約に關する規定

(Captain & Cuche, *Precis de Legislation industrielle*, 2^e éd. P. 150. 日本譯、二九五頁)

註二 これは東大山部演習林の林内植民に關するものである。(渡邊仇氏視察談)
小作人募集の容易になされること、小作株の賣買のためなどからと思はれる。

第四節 農場規則と小作契約との關係

- (1) 北海道に於ける實例に就いて

前節に於いて農場規則の内容は其の性質上三種に分類し得可き事を明らかにした。而してその一種として固有の小作條件の規準たる可きものある事を述べたが、農場規則の存する農場に於ては、箇々の小作人と小作契約を締結するに臨み、一々條件の決定を交渉するものでなく、全く農場規則に規定された規準により、その限界に於いて一切が定まるのである。此の場合農場の組織、經營、秩序に關する規定、及び其の違背に對する制裁規定等も併せて小作契約の一要件となるものである。之等の規定は一々更に繰返し小作證書に記載さるゝ事もあるが、其の主要項目をあぐるに止まる事多く、或は更に簡潔に固有の小作條件の他に農場規則をも併せ遵守する事を記載する例が最も多い。次に掲ぐる實例は最簡の型式である。

小作證書¹⁾

國 郡 村 番地

一畑 町 反 歩

此小作料金

右何年ヨリ何年マテ三ヶ年間御社小作規定ヲ遵守シ小作致候處相違無之依テ保證人連印證書差入候也

年 月 日

郡 村 字 番地

(小作人)

保證人

何

何

某

某

㊦

㊦

北越殖民株式會社 御中

1) 農林省 小作證書實例集 實例 161番(乙) P. 333,
 尙、北海道廳 農場經營ノ實例 P. 96 掲出

さて、斯様に農場規則と小作契約との間には不可離の關係があるから、前者を無視した小作契約なるものはあり得ない。勿論前者の制定は少くも是非は別として事實上現在まで一般に農場主の一方的意思に依つて制定されたものであるが、後者は吾が法律制度の機構上、形式的には契約自由の原則が適用さる可き故に、小作人に於ては自己の認容し難き條件を拒絶する法律上の自由は持つ。然し乍ら、現代社會の經濟的狀態の下に於ては、斯る自由は實質的に殆んど價值がない事は喋々するまでも無い。或る農場規則に於ては小作證書の追書に「當農場小作人規則前書ノ通ニ候條熟視ノ上入場確守可有之候也²⁾」とあるも、小作人は熟視の上、其の是非利害を判斷し得可き能力を具有しても、之に對して修正又は撤廢を要求し得可き實力を欠いて居る。斯かる規定は勿論小作人と交渉餘地を存してゐるものでなく入場する以上は不可避的に服従が強制されてゐる事を示してゐる。

従つて一般に「親族協議ノ上御農場小作人ニ相成」「聊無違背遵守履行可致」「萬一一ヶ條タリテ違背致候時ハ拜借金ハ一時ニ御取立直ニ退場ヲ被命候共決シテ異存申間敷候」といふやうな狀態である。翻つて地主側では規則の内容が自己に不利益と考へれば、小作人に氣兼ねなく修正改廢するなり、又は適用の程度を自由裁量によつて緩和する事は易々たるものである。例へば某宗教家の經營する農場（實例第五）に於ては、初め、信徒を招來せんとしたが充分成功しなかつたので普通移民をも歡迎するに至りこの條件は勵行せずして結局有名無實となつてしまつた。³⁾

要するに、農場主は小作契約の締結に際し、原則として農場規則に準據して條件を定むるものであり、而かも自己の利害打算の結果、時に應じて緩嚴の程度を自由に裁量するも、そは小作人の發言乃至抗辯の自由を容認す

2) 實例第七 末段參照
3) 河野常吉氏（渡島大農場調査稿本）

る意味ではなく、全然所有権者の利己主義に因るものである。實際の手續上、之等の小作證書は豫め農場側に主なる約款が所謂不動文字として印刷されており、單に箇別的の地番、反別、小作料等必要な文字を書入れ小作人及び保證人をして署名捺印せしむるに過ぎない。

以上が契約の自由といふ華やかな私法上の傳統的原則が、現代の社會經濟的狀勢を背景として演ずる、ありのままの法律事實である。小作契約は斯くして農場規則のあるところ、之れと不可離の歸屬的關係に置かれて居るのである。

これまで主として北海道に於ける實例を資料として論じたのであるが、明治、大正年代のものが多く、昭和時代の分はまだ蒐集不十分である。何れ之に就ては尙ほ最近の實例を得てから再論したいと思ふ。由來、吾國に於ける小作問題は、世界大戰後漸く社會的に注目せらるゝに至り、大正十年より爭議の激増してから益々重要性を加へて來た。北海道に於ても同様であるが、特に大正十二年、かの有島農場（現在、狩太共生農園、産業組合）の開放事件が道内地主に異常の刺戟を與へ、之れを轉機として小作事情の内容に若干の變動を來した事は想像し得られる。實際、某農場に於ては其後小作契約の改善を企て、最近極めて合理的の案を採用した事を傳聞してゐる。然しながら、之は稀有の有識地主の一例であつて、全般的には縱令形式上合理化されたとしても、現代の社會狀態では、過去數十年來醗酵發達した從屬的關係が遽かに改善されたとも思はれない。何れこの點に就ては更に調査を進めて論究しやうと思ふが、最近の傾向が必しも既述の論據を根本的に覆すものとは信ぜられないのである。

(ロ) 北海道以外の地方に於ける實例

前項までは何れも北海道に於ける實例を根據として論じたが、他の地方にも同様の事實も存在する事は、極めて少數ながら農林省の小作證書實例集に散見する證書實例から推定できる。元來大農場の比較的是も多數存在する北海道に實例の從つて多數あるは當然であるが、同時に、各府縣でも大農場あるところに同様の現象の生ず可き事も亦有り得可き事である。唯、同書は遺憾ながら農場規則を掲げずして小作證書のみを掲げてゐる。恐らく後述する如く、農場規則の獨自性を未だ認識せず、從つて之と小作證書とを混同したる結果ではあるまいか。夫れにも拘らず、後者の約款よりして、形式名稱等の如何を問はず、前者と性質を同じくする規定の存在する事は略推定し得る。次に例を擧げて説明しやう。

第一に、岡山縣所在、合名會社藤田組兒島農場の小作證書は小作の種類の普通賃借小作（證書番號一七二）分益又は勞働小作（二二三）又は請負小作（二二一）等の區別に拘らず、何れも「經營上ノ規則及指示」に従ふ可き事を一條件としてゐる。（夫々第四條、第三條、第四條）之の他、解約の事由として「農事ニ不熱心ニシテ改善ノ見込ナシト農場ガ認メタル場合、（全部共通）甲ノ經營上已ムテ得ザル事由ニヨル（場合賃借）」等をあげたるが如き、又、後の二種の小作に於いて、勞務の提供乃至運用につき常に農場の「指示」に遵ふ可き事を規定したのは明白に指揮權の存在を裏書してゐる。

次に愛媛縣温泉郡余土村、信用購買販賣生産組合の用ふる小作證書（證書一九六、乙）に於ても「前各條ノ外貴組合ノ定款其他ノ諸規定ヲ遵奉履行スルコト」（第十一條）と定め、尙ほ、長野縣上水内郡朝陽村信用購買利

用組合の小作證書にも同じく、「貴組合定款其他ノ諸規定云々」と套用してゐる。之等の場合、組合員が利用人（小作人）たるが故に、定款其他の規約の改變に當り總會に於いて表決權を行使し得るも、それは産業組合の社員權としての效果であり、利用人として小作契約を締結するに際しては、之等の規定の變更に就いて何等の發言權を認められて居ない。勿論唯、産業組合經營農場にして、斯様に組合員が利用人たる場合は、普通農場の小作人よりも、間接的ながら規則の制定に参加し得可き自由は認められてゐる事は承認できる。

以上は文献に現れたる極めて少數の實例に過ぎないが、之に類する制度は他の地方と雖も、大農場の存在するところには猶ほ發見し得可きものと考へられる。（註一）

(ハ) 農場規則と小作契約との混同

前二項に示す如く、農場規則は小作契約とは別箇に存在する獨自性を有し、前者は後者に對して基準的地位を有するのである。夫故に、兩者の存在する場合には、前者を無視して後者の效力は論じ得られない筈である。然るに、從來本邦に於ては何人も此の事實を明確に認識せずして兩者を混同し、前者の獨自的意義と、後者の前者に對する從屬的關係を正當に判斷し得なかつたのである。

例へば、農林省の「大正元年小作慣行ニ關スル調査資料」が小作證書の實例として採録したる中に北海道の一例、（第十）をあけてゐるが同書第七條には明白に「小作規約書」の存在と効果とが示されてゐる。而して、該調査資料の説明する所に依れば、特殊の慣行又は契約事項の一として、北海道では「小作取締規則ヲ設ケ小作人ハ之ニ服從スル義務ヲ有スト定ムルモノアリ」と記し、（同書七五頁）、尙ほ、「地主ノ定ムル規則ノ遵守」（同書七九

頁二十二項)を特殊記載事項の一に擧げてゐる。斯様に取締規則の存在を指摘しながら遂に其の独自の規範性を追究せずして單純に小作契約の一特例として擧げるに止つてゐるのは遺憾である。恐らく勞働法又は社會立法の研究がまだ盛んならざりし時代の思潮の當然の結果ではあるまいか。

次に、農林省編纂の小作證書實例集には、茲に所謂農場規則一例、及び、かゝる規定の存在を推定し得可き小作證書の實例として、北海道の分六例、其他長野、岡山、愛媛各一例、合計九箇を掲げてゐる。^(註五)然るに、之等の解説に當り、農場規則の存在と意義を充分認識批判せる様には見受けられない。唯小作契約解除の原因の最後の例として「其他契約事項に違背するか、地主の命令に應ぜざる場合」を記してゐるが、地主の命令の根據について何等の説明もない。

註一、農林省、農務彙纂第五十九「地主ノ農事ニ關スル施設事例」によれば新潟縣の三菱合資會社農場(六二頁以下)及山梨縣若尾地所部(二四六頁以下)にも小作人心得書あり。その形式内容は全く茲にいふ農場規則と同様である。

註二、農林省實例集に於ける引用例は次の通り。

- 六一號(十勝) 中川郡小作證書、第十四項「布告ノ趣旨云々」遵守のこと
- 六二號(北海道余市) 同右、第十條第一項「農場土地賃借規程其他ノ規程」の違反は解約原因となること
- 六四號(北見) 同右、第十五條「地主及代理人ノ善意ノ指揮」村内組合等ノ規約申合」の違反は解約原因となること
- 六一號(甲)農場規則(小作規程)(乙)小作證書(北海道)
- 一六二號(石狩) 小作證書、第九條「内規慣例」遵守のこと
- 一六三號(石狩) 同右、第七條「農場小作人規定」遵守のこと
- 一六五號(長野) 同右、産業組合、第八條「組合定款其他ノ諸規定」遵守のこと
- 一七二號(岡山) 同右、第四條「經營上ノ規則及指示」遵守のこと

一九六號（愛媛）同右、産業組合、第十一項「定款其他ノ規定」遵守のこと
二一三號及二二一號（岡山）一七二號と同所

結論 農場規則の規範性、就業規則との比較、將來の對策

以上數節に亘り、本邦、主として北海道に於ける農場規則の發生、沿革、形式及内容等に就いて概説したが、最後に然らば之に對し現代の法律制度より見て如何なる地位を與ふ可き乎、又、將來、國家が如何なる對策を探る可き乎等に就いて私見を述べておかう。

初期の農場規則を見れば、制定は場主の一方的行爲であつても、變更の場合には小作人の意見を參酌するかに察せらる可き規定があるが、一般に斯る規定は其後影を見せず、全然小作人の容喙を許さない。小作契約の締結に臨んでも同様である。斯くして小作人は一旦入場するに及んでは、其の好むと好まざるとに論なく、忠實に服従しなければ制裁を受けねばならない。即ち農場規則は該場内の小作人に取つ國法と同様の規範的強制力を包藏するのである。唯、國家機關の制定に依らずして私人たる經營主體の手に依る相違が存するのみである。換言すれば國家的法規に非ずして、團體的又は社會的法規（*Gemeinschaftliche Rechtsnorm*）とも稱す可きものである。其の是非の批判は暫くおき、之れと同様の性質を有するものを現代の法律現象の中に求むれば、勞働法上の就業規則が正に相似てゐる。

就業規則 *Arbeitsordnung*; *Règlement d'atelier*; *Rules of employment*. とは特定經營内に行はるゝ法律的

規範であり、経営内の規律、秩序の維持、並に労働関係の内容を規定するがために経営主が單獨若くは労働者の参加を以つて制定する規則である。而して労働協約と共に労働法上の新しい自律的法源と認められ、現代法律制度の機構に重要な變化を與へつゝある。^(註)其の適用範圍は廣く各種企業及ぶ可きだが、吾國の現行法では僅に工場労働及び鑛山労働²⁾が立法對象となつて居るに過ぎない。元來、企業統制の必要上發生する社會的規範であるから之に對し國家は特殊の法源と認めながら、同時に全體社會の福祉を基準として、之に妥當なる干渉を加へる必要がある。例へば其の公示又は届出を強制し、變更を命ずる等である。更に進んで労働者の制定に参加するに至れば所謂經營協定 Betriebsvereinbarung の域に達するに至るであらう。尙ほ獨逸では暫定農業労働法 (Vorläufige Landarbeitserordnung, 24. I. 1919.) に依り農業的企業にも特別の規定が設けられてゐるが農業労働者のみであり、小作者には關係ない。³⁾

惟ふに、吾國でも最近社會立法問題は漸く理論鬭争時代より實行期に入りつゝあるが、夫れも主として工業労働方面であり、小作問題に於ては調停法以外徒らに聲のみ大にして、その制りに實績は擧つて居ない。労働法でも就業規則や労働協約の如き産業社會の自律的規範は殊更遅れてゐる。工業界に於てすら斯くの如き状態であるから比較的法律文化の發達の遅れ易い農業社會にこの重要な現實が閑却されてゐた事は止むを得ない事ではあつた。乍然、何時までも斯る舊態を存しては農村を惡化せしむる虞れがある。昨今農村が極度の疲弊に陥り、これが對策として種々の施設が提唱されて居るが、吾人は先づ小作制度の合理化を第一に主張する。素より小作人の中にも不良なる徒輩が横行して農村を擾亂する事も相當多く、且つ新開地では小作人に取つても、統一せる經

- 1) 工場法施行令 第二十七條ノ四
- 2) 鑛業法七五 條鑛夫勞役扶助規則
- 3) 末弘博士 労働法研究 P. 420
尙 Molitor. Landwirtschaftsrecht, 2 auf. s. 76
及び I. L. O., Studies and Reports. Series K, No. 10. P. 60

營方法を採用する方が有利なる場合もあらう。斯くして地主に指令權を附與するは國力の發展からも必要であらうが、それには自づから一定の限度がなければ權利濫用の弊を生じ易い。而して現在小作人の經濟的社會的地位では地主に對して充分自己の意見を主張し得ないから、當事者の協定に任すよりは、暫く國家が適當なる保護監督を加へる必要を認める。然らずんば、何時までも地主の利己的專意の下に制定されて、私的法規たる家法 *Hausordnungen* の域を脱せず、法治國にあるまじき不當の壓迫が行はれ易い。即ち將來の小作立法の新しい一要項として、小作契約の歸屬す可き農場規則の匡正を行はねばならないと信ずる。

尙ほ、農場經營でなく、小作地が諸所に分散せる場合でも監督の必要は同様であるから、一定の地積又は小作人數を超過する場合は小作規則を作製届出せしめて監督す可きである。之等農場規則と小作規則とを總稱して農事就業規則と稱するも良からうと思ふ。以上、未だ所論正鵠を缺き或は不充分の點はあらんも、他日に譲り紙數の制限其他の事情よりして茲に擱筆する。

註 就業規則の法律的性質については、一、契約說 二、法規說 三、單獨行爲說等あり、余は通說と同じく法規說を採る。尙詳細は序說にあげた文献参照の事。

(昭和八年十二月十八日稿了)

農場規則及び小作證書實例集

第一 A 氏所有地

(品川氏、石狩國小作契約書 稿本 明治三十年)

互換約定書 (農場規則なし)

第一條 割渡地開墾ノ方法ハ左ノ如シ(下略)

第二條 何事モ地主ノ指揮ニ服從シ節儉勉強スルコト

第三條 成墾地ハ小作者ニ於テ耕作スベキハ勿論若シ不得止

事故アリテ小作ヲ辭セントスル時ハ必ズ地主ノ承諾ヲ受

ク可キコト

但都合ニヨリ地主ガ土地變更ノ節ハ歛下期限經過ノ分ハ

拒ム可ラズ

第四條 初墾ヨリ三ケ年目ニ至リ村並ヲ以テ年貢金毎年十一

月限可納事

第五條 地主ハ農業ノ方法農産物ノ販賣等及ブ丈盡力ス可シ

且ツ農業優等ナル時ハ褒賞ヲ與フルコト

第六條 地主ハ開墾料トシテ左ノ割合ヲ以テ小作者ニ給與ス

ルコト

(後略)

之の他、農林省「小作證書實例集」及び農務彙編五十九、
「地主ノ農事ニ關スル施設事例」に掲載の分は重要なれ共
省略した。

右責任ヲ立テ是ヲ格守ス可シ猶實際不都合ノ廉アラバ改正増
補スルコトアルベシ依テ各自捺印シ其確實ナルヲ表證スル者
也

年 月 日

地主
小作人

第二 B 氏所有地

(品川氏、石狩國小作契約書)

小作契約書 (農場規則なし)

今般地主甲某ハ土地開墾小作人乙某トノ間ニ小作法ヲ締結ス
ル條項左ノ如シ

一、開墾地ハ北海道 郡 村 字ニ起業ス

一、地主ハ家屋建築料トシテ金五圓ヲ小作人ニ給與ス

但シ家屋ハ契約ノ日ヨリ向五ケ年間ハ賣買實入スルコトヲ
許サズ

一、小作人携帯セザル農具及必需品ハ都テ地主ヨリ現品ヲ以
テ貸與ス

一、樹木ノ多少開拓ノ難易ヲ不論開墾料ハ三百坪ニ付金二圓
 ナ地主ヨリ小作人ニ支拂フベシ但シ地主ヨリ命ゼラル、外
 立木ハ一切置ク事ヲ許サズ

一、小作人天災或ハ人力ノ及ブ可カラザル難ニ遇ヒ生活ノ道
 ナキ時ハ地主ニ於テ保護救助ヲ爲ス

一、開墾料ハ金圓米噲何レニテモ小作人ノ望ニ應ジテ支拂フ
 一、地主ノ都合ニヨリ開墾ヲ中止スルトキハ相當ノ損害ヲ總
 テ賠償スベシ

一、小作人ハ拓地ニ送籍シ永住スルコト

一、小作人ハ本書契約ヲ遵守スルハ勿論地主ノ指揮ニ服從シ
 節儉勉勵スルコト

一、小作人割渡ヲ受ケタル土地ハ二ケ年間ニ成墾スベシ萬一
 成墾シ能ハザルトキハ不得止ト認ムル外殘地ハ地主ノ隨意
 トス

一、小作人ニ於テ糶米農具等ノ借入金圓ハ初年ノ收穫物ヲ以
 テ返済スルコト但シ天災其他ノ難ニヨリ返濟ノ義務不整ル
 トキハ證人連署ノ借用證書ヲ差入ルベシ

一、割渡ヲ受ケタル土地ハ小作人ニ於イテ永代小作スルハ勿
 論ナリト雖モ萬一已ムテ得ザル事故アリテ小作ヲ辭セント
 欲スル時ハ三ヶ月以前ニ其旨ヲ地主ニ願置キ身元確實ナル
 小作代人ヲ差出スニ非レバ小作ヲ辭スルコトヲ得ス

一、小作料ハ初年二年目ハ無年貢トシ三年目一反歩ニ付金七
 十五錢、四年日五年目ハ金一圓トス但毎年十月十日限り完

納スベシ

一、小作料約定期限ハ明治何年ヨリ同何年迄五ヶ年トス

一、開墾期限中自己ノ不勉強ハ云フニ及バズ風俗ヲ壞亂シ或
 ハ犯罪ト認ムベキ行爲アルモノ及ビ將來見込ナキモノト地
 主ニ於イテ認定スル者ハ貸與金ノ元利金共返濟ヲ命ジ何時
 ニ依ラズ解約スベシ

但シ右ノ場合ニ於イテ小作人ハ拒ムコトヲ得ズ

以上ノ件々實際上ノ不都合ノ廉アルトキハ双方熟議ノ上改正
 校訂ス

右契約ノ確實ナルヲ證スルタメ本書二通ヲ製シ各自署名捺印
 シ各一通ヲ保有スルモノナリ

年	月	日
住所	地主	
住所	小作人	
住所	保證人	

第三 C 氏所有地

(品川氏、石狩各農場小作
 規約 明治三十年 稿本)

小作人規約書 (小作證書なし、第七條参照)
 本土土地ノ小作人タルモノハ左記之條々ヲ了諾之上都テ小作人

タルコトヲ得

第一條 法律命令ハ勿論諸規則ヲ堅ク遵守スベキ事

第二條 本土内ニ居住スル以上ハ都テ地主ノ指揮ニ違背ス

ベカラザルハ勿論土地内ノ者ト親睦相互補助ケ専ラ業務

ニ勉勵スルコト

第三條 耕作約定期限内ハ除草ハ勿論苟モ土地肥料ノ減耗セ

ザルコトニ注意シ怠ラサルコト

但シ本條ニ缺ケタルコトアル場合ニ於テハ隨時地主ハ他

ノ人夫ヲ督シ除草等ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ該賃

金ハ小作者ノ負擔トス

第四條 小作料ハ近傍之例ヲ標準トシ相定ムルコト

第五條 火災(天災?)等ニテ皆無ニ屬スル場合ニ非レバ一

切割引セザルコト

第六條 小作料ハ總テ前納タルコト

但特別之約定アルモノハ此限りニ非ズ此場合ニ於テハ保

證人ノ證書ヲ入ルモノトス

第七條 小作人ハハ小作料領收證ヲ以テ約定ニ換ヘ別段地主

ヨリ約定書ヲ出サザルモノトス

第八條 地主ノ都合ニ依リ出夫ヲ請求スル場合ニハ必該需メ

ニ應ジ違背スベカラズ

但シ此場合ニハ地主ハ相當ノ賃金ヲ支拂事

第九條 約定反別及小作料ハ別記シアル故ニ該部ニ就キ記名

調印スルコト

第十條 本條ヲ確ムル爲メ地主自ラ左ニ記名調印ス
右之條々了諾之上記名調印シ小作人タル事ヲ證明ス

明治廿九年十一月

地主 澤田某
小作人 小野某

第四 D 農場

(品川氏、石狩國小作法明)
(治三十年 空知郡之部稿本)

(甲) 農場規約

第一條 本農場ノ小作人ハ規定契約事項ヲ履行スベキハ勿論

地主ノ監督ニ服從シ本規約ヲ遵守スベシ

第二條 本農場ニ小作人タラントスルモノハ勞働ニ堪ユル家

族少クトモ二名以上アルモノニシテ性質着實永ク農業ヲ

以テ目的トスル者ニ限ル

第三條 地主ニ於テ小作人タルコトヲ許シタルトキハ別ニ規

定スル處ニ從ヒ契約書ノ取換チナスベシ

第四條 小作人ハ入場スルト同時ニ永住ノ意思ヲ表示スル爲

メ其戸籍ヲ本農場ニ移スベシ

第五條 小作人ハ德義ヲ重ジ隣保相親ミ勤儉實素ノ風習ヲ養

ヒ専心一致農事ニ勉強シ苟モ驕奢放逸ノ行ヒアルベカラ

ズ

第六條 小作人ニシテ篤實農事ニ勉勵シ特ニ成績ノ顯著ナル

モノニハ褒賞トシテ土地若シクハ金員物品ヲ給與スヘシ

第七條 天災地變又ハ疾病等ニ起因シ生計困難ナル小作人ニ對シ地主ハ其實情ヲ取調ベ必要ナル米鹽及金員ヲ給與又ハ貸與スルコトアルベシ

但シ貸與金品ハ貸付ノ翌年ヨリ年六朱ノ利ヲ附シ收穫物中ヨリ生計ニ必要ナル見積高チ取除キ殘餘ヲ以テ年々返濟セシムルモノトス

第八條 小作人ハ凶荒又ハ不時ノ災害ニ備フル爲メ毎年收穫物ノ二十分ノ一以上ヲ現品又ハ金員ヲ以テ貯蓄スベシ

第九條 前條貯蓄ノ金穀ハ地主ト小作人協議ノ上適當ナル保管法ヲ設クルモノトス

第十條 農場諸般ノ整理ノ爲メ總代、組長、伍長ヲ置ク總代ハ全小作人ヲ組長ハ二十戸ヲ伍長ハ五戸ヲ管轄シ諸般ノ傳達ハ總代ヨリ組長伍長ヲ經テ小作人ニ通ス

第十一條 伍長ハ小作人ニ之ヲ選舉シ組長ハ伍長ニ於テ互選シ總代ハ組長ヨリ地主之ヲ指令ス

第十二條 總代、組長、伍長ハ常ニ各小作人ノ行狀ニ注意シ其勤怠ヲ觀察シ農場諸般ノ利害ニ關シ地主ノ諮問ニ應ジ又ハ各小作人ノ意見ヲ代表スベシ

第十三條 冠婚葬祭等ハ組内相互ニ慶弔スベシト雖モ能ク其分ヲ守リ虚禮ニ失スル事アルベカラズ

第十四條 天災地變疾病等其他已チ得ザル不幸ニ遭遇セルモノアルトキハ組内相互ニ之ヲ救助スベシ殊ニ耕耘ノ季節ヲ失スル如キ場合ニハ伍組内ニテ之ヲ助力シ農事ヲ停滯

セシムベカラズ

第十五條 農場内ニ於ケル重ナル道路水路ノ掃除浚渫等ニ關シテハ各小作人出役ノ義務アルモノトス

第十六條 小作人ニシテ賭博ヲ爲シ又ハ淫酒ニ耽リ其他農場ノ安寧ヲ害シ風習ヲ紊スモノアルトキハ地主ハ總代組長伍長ヲシテ説諭訓誡セシメ尙ホ改悛ノ狀ナキモノハ小作人ヲ解除スベシ

前項ニヨリ解除シタル小作人地主ニ對シ金品ノ負債アルトキハ直チニ之ヲ辨濟スベシ

第十七條 小作人ハ小作地ノ全部開墾ヲ終ル迄地主ノ許可ヲ得ズシテ農業外ノ業務ニ從事スベカラズ開墾後ト雖モ農場外ニ移轉セントスルトキハ必ズ地主ノ許諾ヲ經ベシ

第十八條 小作配當地積ハ契約ニ定ル標準ニ依ルト雖モ家族ニ勞働者多數ナ有シ又ハ資力アルモノニ限り小作人ノ希望ニヨリ地主ハ相當ノ増地ヲ爲スベシ

第十九條 小作年限ハ契約書ニ定ムル所ナリト雖モ小作人ニ於テ永續ヲ希望スルトキハ地主ハ故ナク之レヲ拒絕セザルモノトス

但シ小作料ハ契約更新ノ當時隣地ノ比較地味ノ肥瘠ニ從ヒ之ヲ定ムルモノトス

第廿條 本農場貸附地内ノ樹木ハ地主ノ許諾ナクシテ濫リニ伐採シ又ハ賣却スルコトヲ得ズ

第廿一條 本農場ノ貸付地ハ毎年其契約シタル墾成配當坪數

ヲ検査シ若シ其墾成成功セザルトキハ貸付地全部ヲ返還
セシムル事アルベシ

第廿二條 本規約ハ地主小作人雙方協議ノ上ニアラザレバ増
減變更スル事ヲ得ズ

明治三十年 月 日

(乙) 小作契約書

今般地主ト小作人 間石狩國空知郡中富良野字中島村原

野未開地一万五千坪別紙圖面之場所開墾ノ爲メ小作契約ヲ締
結ス其條項左ノ如シ

第一條 地主ハ開墾ノ當時小屋掛料補助トシテ壹戸ニ付金三
圓ヲ給與ス

第二條 地主ハ種子料ヲ給與セス更ニ小作人ノ負擔トス

第三條 地主ハ開墾ノ初年ニ限り小作契約以後其年收穫期即

チ十月マデ食料大人一人ニ付一日分米三合雜穀四合十五
才以下ハ此半額ヲ貸與ス

第四條 貸與シタル金圓物品ハ開墾検査ノ上其年限リ新墾料

ニテ引去リ精算スル事

第五條 地主ハ開墾料トシテ樹林地一段歩ニ付金參圓草原地

一段歩ニ付金壹圓廿錢ヲ小作人ニ支拂フモノトス

但シ開墾料ハ土地ノ情況ニヨリ酌量スベシト雖モ地主ノ

檢定ニ拮抗スルコト能ハズ

第六條 地主ハ其都度既墾地ヲ検査シ定式ノ開墾ニアラザル

モノハ認許スル能ハズト雖モ植物其他ノ都合ニ依リ樹林

地ノ削リ蒔ハ定式開墾ノ半額ヲ支拂ヒ草原地ハ更ニ支拂
ハザルモノトス

第七條 地主ハ既墾地ニ對シシケ年間ハ鐵下トシテ小作料ヲ
徴收セズ

第八條 小作人ハ左ノ各項ニヨリ開墾スルモノトス

一項 樹林地初年六千坪、二年日五千坪、三年日四千坪
二項 草原地一ケ年一万五千坪

但シ期限内ト雖モ勤勉怠惰ニヨリ土地ヲ増減スベシ
第九條 小作人ハ成墾地ニ對シテハ充分ナル注意ヲ以テ耕耘
ヲ成シ土地ヲ瘠薄又ハ荒蕪ナラシムベカラズ

第十條 小作人ハ鐵下年期後隣地ノ比較地味肥瘠ニ從ヒ地主
ノ定メタル小作料一段歩ニ付金 毎年十月三十日

限り農場事務所ニ上納スルモノトス

但シ不作ノ節ハ地主検査ノ上相當ノ減免ヲ成スモノトス

第十一條 小作人ハ地主ノ許諾ヲ經ズシテ土地ノ形狀ヲ變更
シ又ハ土地ヲ他ニ貸付スベカラズ

第十二條 小作人モシ己ヲ得ザル事故アリテ小作ヲ辭セント
スルトキハ確ナル繼承小作人ヲ定メ少クトモ三ヶ月前通

知シ其許諾ヲ受ケベシ

第十三條 前記小作料ハ本契約ノ期限内之ヲ變更セザルモノ
トス

第十四條 農地ニ於ケル工事費用ハ重ナル道路、橋梁、溝渠

排水ニ關シテハ地主ノ負擔トシ農場道路、橋梁、溝渠、

排水ノ小ナルモノニ關シテハ小作人ノ負擔トス
第十五條 本契約期限ハ明治三十年 月 日ヨリ明
治三十年 年 月 日マデ滿 年トス

但滿期ニ至リ双方ノ合意ニテ繼續スベシ

第十六條 地主ハ契約期間タリトモ第八條ノ但書ハ勿論既墾
地ト雖モ怠慢ニシテ耕耘ノ見込ナキカ又ハ小作料ヲ怠ル

モノハ減地或ハ返地ヲ爲サシムベシ

第十七條 地主ハ小作人ノ前條項ニ違背スルカ又ハ不都合ノ
廉アルトキハ直ニ仕送ヲ停止シ退場ヲ命ズル事アルベシ

第十八條 前第十七條ノ場合ニ於テハ農作物ハ勿論開墾地小
屋拵等ニ要シタル費用ハ小作人ヨリ請求スル事ヲ得ズ

右契約ノ確實ナルヲ證スルタメ本書ニ通テ調製シ各自署名捺
印ノ上之ヲ所有スルモノ也

明治三十年 年 月 日

地主 某

國 郡 村

小作人

國 郡 村

保證人

國 郡 村

同 斷

第五 E寺北海道鶉村開墾地

(河野常吉氏、渡島國大農場)
調 明治三十二年 稿本

(甲) 移住小作人規則

第一條 移住小作人ハ本派ノ門信徒ニシテ誠意開墾農耕ノ業
ヲ營ミ永遠居住小作ニ從事スルモノトス

第二條 小作者ハ家族人員中五分ノ二以上開墾勞働ニ堪フル
モノアルヲ要ス

第三條 小作者タラント欲スルモノハ雛形ノ小作證書ニ戸籍
寫ヲ添ヘ差入ルモノトス

第四條 小作者ハ小作證書ヲ納付シタル上ハ開墾事務所ノ指
揮ニ從ヒ送籍移住ヲナスモノトス

第五條 小作者居小屋及農具ハ毎戸計金十五圓ニ相當スルモ
ノヲ給與ス可シ

但シ管理者ノ許諾ヲ受ケ自辨スルモ妨ゲナシ此場合ニハ
本金額ヲ補給ス

第六條 貸與スベキ未墾地ハ壹戸五町歩以内トシ開墾事務所
ニ於テ區域ヲ定メ割渡スルモノトス

第七條 小作者ヘハ全地墾成ノ上貸付地積ノ壹割五分ヲ標準
トシ永遠小作料ヲ徵收セズ

但シ本人及其子孫他ニ轉住ノ節ハ本條恩典ハ消滅スルモ
ノトス

第八條 貸付全地開墾年限ハ四ケ年トシ左記ノ分割ニテ成墾

スルモノトス

若シ四ヶ年日ニ至リ悉皆成墾セザルトキハ貸與金等ハ勿論貸付ノ全地ヲモ返納セシム可シ

一、初年 三割 一、二年目 三割

一、三年目 二割五分 一、四年目 一割五分

第九條 割渡シタル全割ヲ成墾シ尙餘力アリテ増地ヲ望ムト

キハ更ニ相當ノ地積ヲ割渡スルコトアル可シ

第十條 開墾料ハ開墾ノ難易アルニヨリ豫メ一定シ難キモ一

反歩金一圓以上三圓以下トシ其都度實地ノ成功ヲ検査シ

拂渡スモノトス

第十一條 小作料ハ歛下二年据置三年日ニ一反歩ニ付金五十

錢四年日ニ同七十五錢五年日ヨリ三ヶ年間ハ同金一圓宛

ヲ徴收ス其後ハ地味等ヲ斟酌シ更ニ之ヲ定ム 但シ地質

ノ良否時勢ノ狀況ニヨリ更定又ハ等差ヲ付スルコトアル

可シ

第十二條 移住者ハ常ニ眞宗門徒タルノ本分ヲ忘レズ和合ナ

本トシ法義ヲ大切ニシ毎月兩度ノ御命日及法要ノ際ハ説

教場ハ參詣ヲ怠ルベカラズ

第十三條 小作者ハ開墾事務所ノ許可ヲ受ケズシテ親戚或ハ

朋友ト稱シ同居セシメ又ハ他人ヲ宿泊セシムルコトヲ得

ズ

第十四條 小作者ハ開墾事務所ノ許諾ヲ受ルニ非レバ他ノ業

務ニ従事シ又ハ農事ノ餘暇タリトモ出稼ヲナスヲ得ザル

モノトス

第十五條 小作者ハ開墾事務所ヘ納ム可キ小作料其ノ他ノ立

替金ヲ仕拂ハザル以前ニ於テハ生産收得物ヲ一切他ヘ賣

却スルコトヲ得ズ

第十六條 小作者ハ専ラ勤儉ヲ旨トシ收穫物並ニ其賣却代金

ノ幾分ヲ備荒貯蓄トシテ備ヘオクベシ

第十七條 小作者ハ開墾事務所ノ編組ニ從ヒ十戸毎ニ組長一

名ヲ互選シ組内ヲ代表セシムルモノトス

第十八條 組長ハ開墾事務所ノ命令ヲ組内ヘ傳ヘ及組内諸般

ノ整理取締ヲナスモノトス

第十九條 小作者ニシテ前條ノ規則ニ違背シ或ハ他ノ方法ニ

依リ開墾事務所、若クハ他ノ移住者等ニ對シ妨害ヲナス

ノ所業アルヲ認ムルトキハ適宜ノ處置ヲナスモノトス

第二十條 此規則ニ於イテ實際上差支ヲ生ズルトキハ適宜更

正シ其都度之ヲ小作者ヘ通知スベシ

右之通り相定候條各移住小作者ハ之ヲ遵守ス可キモノ也

寺開墾事務所

前顯移住小作人規則ヲ遵守シ聊カ違背中間敷候依テ記名押

印仕候也

年 月 日

小作人

保證人

保證人

……開墾事務所 御中

(乙) 小作 證書

右私儀今般親族熟議ノ上御開墾地へ移住小作仕候ニ付テハ御規則堅ク相守リ永遠其地ニ住居ヲ定メ専心開墾農耕ノ業務ニ従事可仕候万一御規則ニ違背シタル節ハ小作御解除相成ハ勿論如何様ノ御處分相成候トモ聊モ異議苦情等申立間敷仍テ小作證書如件

右

年 月 日

……開墾事務所 御中

右者今般御開墾地へ移住小作仕候ニ付テハ本人ニ係ル一切ノ事件私共ニ於テ引受御事務所へ對シ聊カ御苦難相掛ケ申間敷屹度此段引受申候也

年 月 日

引受人

引受人

第六 下 農 場

(清水氏、石狩國小作法)
明治三十年 稿本

(甲) 小作人規則

第五條 當農場ノ小作人タラント欲スル者ハ此規約ヲ遵守ス

可シ

第五條 小作人ハ専心開墾耕作ニ従事スベシ若シ事故アツテ

退場セント欲スルモノハ代理小作人ヲ立テ事務所ノ承諾ヲ得ベシ

第六條 小作人ハ身体強壯ニシテ事務所ノ承認ヲ經タルモノ

ニ限ル但シ本則ニ記載シタル書式ニ依リ小作證書ヲ差出シ事務所ノ承認ヲ經テ小作人タルヲ得

第七條 小作人ハ事務所及農場内ノ規約ニ定ムル處ノ組長ニ

諸事監督セシムルヲ以テ事務所及組長ノ正當命令ニ違背スベカラズ

第八條 小作人中若シ怠慢ニシテ豫期ノ事業ヲ成功シ得ザル

モノ又ハ品行不正ノモノアルトキハ事務所ハ之ニ退場ヲ命ズルコトアル可シ但此ノ場合ニハ五日以内ニ其小屋ヲ立退ク可シ

第九條 小作人ハ毎年壹戸ニ付參千坪以上ノ開墾ヲナス可シ

但通常壹戸ノ墾成地ハ壹万五千坪ト豫定スト雖モ家族ノ多寡ニ依リ之レヨリ多キ土地ノ開墾ヲ爲ス事ヲ得

第十條 小作人居小屋ハ(三間—五間)茅葺小屋ヲ建築シ之

ヲ貸與フ可シ但事務所ヨリ指定ノ場所へ小作人自ラ建築シタルトキハ金拾圓ヲ貸與ス可シ之ニ倣ハザル自己ノ便宜ヲ以テ建築シタル小屋ハ此ノ限ニアラズ

第十一條 開墾料ハ人耕馬耕ヲ問ハズ土地ノ難易ヲ審査シ左ノ

割合ヲ以テ支給ス

- 一、水田壹等 壹反歩ニ付 四圓五拾錢

- 一、同 貳等 同 參圓五拾錢
- 一、同 三等 同 參圓也
- 一、同 四等 同 貳圓七拾錢
- 一、同 五等 同 貳圓也
- 一、畑 壹等 壹反歩ニ付 貳圓五拾錢
- 一、同 貳等 同 貳圓也
- 一、同 三等 同 壹圓八拾錢
- 一、同 四等 同
- 一、同 五等 同

但伐木料ハ毎年(自一月)事務所ヨリ指定ノ箇所ニ限り
相當ノ伐木料ヲ支給ス

第九條 開墾料ハ毎月三十日調査ノ上之ヲ支給ス

第拾條 小作人ニハ開墾料ヲ支拂フノ外諸物品一切貸與セズ

但開墾料計算日迄米噲農具ヲ需メ得ザル者ニ限り一時貸
與スル事アル可シ此ノ場合ニ於テハ保證人ヲ要ス

第拾壹條 大排水溝、大用水及橋梁堤防等當農場土地全般ノ

利害ニ關係スベキ工事ハ事務所ニ於テ起工スト雖モ其他
各自ノ利便ニ要スル小工事ハ事務所ノ承認ヲ經テ小作人

ニ於テ便宜施行ス可シ

第拾貳條 小作料ハ初年及二年日ノ收穫物ニ對シテハ之ヲ徵

收セズ三年日ヨリ其耕地相當ノ小作料ヲ徵收ス

但小作料ハ三ヶ年日毎ニ改正スル事アル可シ

第拾參條 前條ノ小作料ハ收穫物ヲ以テ徵收ス

但金員ヲ以テ納付スルモノハ其時價ヲ以テ計算ス可シ
第拾四條 收穫セル農産物ハ總テ小作人各自ノ收得ナルハ勿

論ト雖モ小作料並ニ米噲農具其他ノ代金ヲ收メザル以前
賣却セント欲スル者ハ事務所ノ承認ヲ得ベシ

第拾五條 小作人收穫物ヲ事務所ニ依頼シ賣却チテ者ハ其
需メニ應ズ可シ

第拾六條 小作人ハ農場内特ニ設ケアル一般ノ規約及申合チ
確守シ之ニ違背ス可カラズ

第拾七條 山林ノ伐木及開墾料ハ之ヲ支給セズ但四年間無小
作料トシ第五年日ヨリ土地相當ノ小作料金ヲ徵收ス

第拾八條 小作人入場ノ承諾ヲ得タルモノハ左ノ小作證書チ
差出ス可シ

(乙) 小作證書

一 今般私儀貴殿御貸下ゲ地ニ於テ小作致候ニ付テハ豫テ御
定メ有之小作方法ノ通り堅ク相守リ可申候萬一右方法ニ違
背候カ又ハ不都合ノ義有之候節ハ退場被命候共異議申上間
敷候且墾成料之義ハ時々墾成地御檢査濟ノ上可申請候依テ
保證人相立小作證書差上申候處如件

但保證人ハ萬一本人退場等ノ場合アルトキハ計算上負債
相生ジ候モ本人ニ成代リ全體ノ義務ヲ負擔辦償シ少モ御
迷惑御損毛等不相掛事ヲ保證ス

明治 年 月 日

國 郡 村大字 番地族籍

小作人

國 郡 村大字

番地族籍

保證人

某 殿

當農場小作人規則前書ノ通ニ候條熟視ノ上入場確守可有之候也

明治廿九年四月

農場事務所

第七 G 農場

(品川氏、石狩國小作契約書 稿本)

(甲) 小作取締規則

第五條 小作人ハ各自誠實ヲ旨トシ信義ヲ重ンジ緩急相扶ケ

艱難相救ヒ一致専心農業ヲ營ミ常ニ農場管理者ノ指示ニ

從ヒ契約ヲ履行シ本規則ヲ遵守シ勤勉以テ業務ニ精勵ス

第六條 小作人タラント欲スル者ハ左ノ事故ヲ記載シ事務所

ニ申込ムベシ

壹、戸籍證明書

貳、財産ノ有無

參、保證人ノ住所氏名

肆、從來ノ業務

第七條 小作人前條申込ノ後地主ノ承諾ヲ受ケタルトキハ未

墾地ハ開墾及小作契約既墾地ハ小作契約ヲ締結スベシ

第四條 小作人遠隔地へ出稼又ハ旅行等ヲ爲ストキハ其行先

並ニ日數ヲ保證人連署ノ上當場事務所ニ届出承認ヲ受ク

ベシ若シ其届出ヲ爲サズ又ハ其期限ニ至リ歸家セズ而シ

テ何等ノ申出ナキトキハ契約違反者トシア處置スベシ

第五條 小作人ハ毎年小作地全體ニ關スル道路橋梁排水ノ修

繕掃除ヲナスモノトス其工事區域ハ其時々當場事務所ヨ

リ指示スベシ

第六條 小作人ハ自己ノ業務ヲ妨ゲザル限リハ當場ノ使役ニ

服スル義務アルモノトス

第七條 小作人取締ノ爲メ小作地内ニ小作惣代人ヲ置キ此惣

代人ハ小作人ノ互選ヲ以テ定メ任期ハ貳ケ年トシ滿期再

選スルヲ得

但小作惣代人へハ事務ノ繁閑ニヨリ報酬ヲ與フル事アル

ベシ

(乙) 其一 開墾及永小作契約書

東京市

華族

地主

某

農場寄留士族

農場事務長

右 代理人

某

縣 國 郡 村 番地

明治三十年 月 日

某 農 場

開墾及小作人
縣 國 郡 村 番地

右地主 委任狀ヲ所持シタル代理人
小作人 及保證人
方ニ於テ左之開墾及小作契約ヲ締結ス

第壹款 開 墾

第壹條 (小作人)ハ地主
ニ屬スル別紙圖面ニ掲グル

國 郡 村 第 號 未墾地 坪 地ト
ナス爲メ明治 年 月 日代理人 ヨリ引

渡ヲ受ケ以下ニ掲グル條件ヲ以テ該地積ヲ開墾スル義務
ヲ負フ

第貳條 ハ前條ノ地積ヲ明治 年 月 日ヨ

リ明治 年 月 日迄ニ少クモ左之割合ヲ以テ墾
成スルモノトス

壹 明治 年 月 月ヨリ
月盡日迄ニ 坪

貳 明治 年 月 月ヨリ
月盡日迄ニ 坪

參 明治 年 月 月ヨリ
月盡日迄ニ 坪

第參條 地主 ハ開墾用ニ供スル爲メ

對シ第壹條ノ未墾地内ニ於テ明治 年 月 日迄

ニ 坪ノ木造草葺居小屋壹棟ヲ第貳條ノ期限内無賃
ニテ貸與スル義務ヲ負フ

前項居小屋ノ建坪ハ之ヲ墾成地ニ算入スルモノトス
第四條 地主 ハ 二於テ適當ニ壹反歩以上墾

成シタルトキハ其通知ヲ受ケタル日ヨリ起算シ拾四日
ニ該開墾費トシテ 二對シ墾成地壹反歩毎ニ金

ヲ支拂フノ義務ヲ負フ

第五條 ハ第壹條ノ地積内ニアル樹木中其

ノ部分ニ於ケル 木 本ハ風防林トシテ保存シ
其他ノ樹木ハ別ニ約スル方法ニ從ヒ伐採スルモノトス

第六條 ハ地主 ノ承諾ヲ得ルニアラザレバ

第參條ノ居小屋ヲ他ニ轉貸スルコトヲ得ズ貸與セラレタ
ル居小屋之修繕ハ總テ ノ負擔トス

第七條 地主 又ハ ノ一方ニ於テ其義務ニ違

背シタルトキハ他ノ一方ヨリ本契約ヲ解除スルコトヲ得
此場合ニ於テ其一方ハ該契約解除ノ通知アリタル日ヨリ

起算シ一週間ノ内ニ異議ヲ申出サルトキハ本契約ハ當然
解除スルモノトス

第八條 前條ノ場合ニ於テ ハ其所有ニ屬スル建物植

物等ヲ契約解除ノ日ヨリ起算シテ參拾日内ニ取去ルヘシ
若シ 二於テ右期限内ニ取去ラサルトキハ地主

ノ費用ヲ以テ之ヲ取去リ其物件ヲ公賣ニ付シ其
代金ヲ以テ前記費用ノ償還ニ充テ尙不足アレハ更ニ之ヲ

徵收シ若シ殘餘アレハ之ヲ返附スヘシ
第九條 地主 又ハ / 一方ニ於テ不得止事故
ニ因リ本契約ノ解除ヲ欲スルトキハ壹ケ年前ニ之レヲ他
ノ一方ニ通知シ其承諾ヲ求ムヘシ

小作地ヲ轉換セントスルトキモ亦本條ニ準ス

第九條 官用又ハ公共ノ爲メ小作地ノ返地ヲ要スルトキハ土
地收用法ニヨルノ外六ヶ月以前ニ之ヲ通知シ契約ノ解除
ヲナスモノトス但之レカ爲メニ要スル移轉其他ノ諸費及
損害ハ官廳又ハ起業者ヨリ拂渡スヘキ金額ノ外地主
ニ於テ辨償ノ義務ナキモノトス

前項返地一部ナルトキハ其減縮シタル地積ニ對シ小作料
ヲ徵收セサルモノトス

第貳款 永 小 作

第十壹條 ハ第壹條ノ全地積ヲ第貳條ノ割合ヲ以テ
適當ニ墾成シタルトキ第四條ノ開墾費ヲ領收セシ翌日ヨ
リ地主 ニ對シ其墾成シタル畑地ノ上ニ當然永小
作權ヲ取得スルモノトス

第十貳條

ニ於テ永小作權取得ノ日六月ヲ含ミ六月

以前ナルトキハ其年ヨリ滿貳ケ年間又七月ヲ含ミ七月以
後ナルトキハ其年ヨリ滿參年間無賃ニテ之ヲ小作セシメ
其翌年ヨリ第壹年日ハ壹反歩ニ付金 第貳年日以
後ハ壹反歩ニ付金 ノ割ヲ以テ ニ對シ小

作料ヲ徵收スル權利ヲ取得ス

前項ノ小作料ハ 二於テ毎年九月參拾日迄ニ拾分
ノ四拾壹月參拾日迄ニ拾分ノ六ノ割合ヲ以テ之ヲ支拂フ
ヘキモノトス

第十參條 地主

ハ小作料徵收ノ年ヨリ起算シ滿五年

ヲ經過シタル後ハ土地ノ肥瘠四隣ノ景狀物價ノ高低等ヲ
斟酌シ翌年度以後ノ小作料ヲ適宜増減スルコトヲ得
但此場合ニ於テハ地主 ハ遅クトモ翌年壹月參拾

壹日迄ニ

ニ其旨ヲ通知スルヲ要ス

ハ小

作料増加ノ時ニ限り前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ起算シ
テ參拾日内ニ本契約ヲ解除スルコトヲ得此場合ニ於テハ
ハ其旨ヲ地主 ニ通知スルニ因リ當然解

除アリタルモノトス

第十肆條

ハ地主

ノ承諾ヲ經テ永小作ノ權

利ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得

但其權利ノ存續期間内ニ於テ其土地ヲ他人ヘ貸貸スルコ
トヲ得ス

第十伍條

ハ小作地ノ負擔ニ屬スル通常又ハ非常ノ

租稅其他ノ公課ヲ官廳又ハ地主

ニ對シテ支拂ヲ

爲ス義務ヲ負フ

第十陸條 第參條第五條第六條第七條第八條第九條第十條ノ

約款ハ本款ニモ之ヲ適用ス

第參款 附 約

第十柒條

ハ本契約ノ外地主

カ別ニ定ムル

小作取締規則ニ從フノ義務ヲ負フ
第拾八條 ハ地主 ニ對シ ノ爲メニ

保證人トシテ本契約ノ履行及損害賠償ノ責ニ任ス
右契約書貳通ヲ調製シ双方捺印ノ上各壹通宛所持スルモノトス
明治 年 月 日

東京市 華族

地主 農場寄留士族 農場事務長

右 代理人 開墾及小作人 保證人

(乙)其二 永小作契約書

東京市 華族

地主 農場寄留士族 農場事務長

右 代理人 小作人 保證人

右地主

委任狀ヲ所持シタル代理人 ト小作人
及保證人 ハ明治 年 月 日

農場規則の法律的研究

方ニ於テ左之小作契約ヲ締結ス

第壹款 永小作

第壹條

ハ地主 ニ屬スル別紙圖面ニ掲ケル
國 郡 村 第 號 墾成地 坪
地トナス爲明治 年 月 日 ヨリ

引渡シテ受ケ以下ニ掲ケル條件ヲ以テ該地積ヲ小作スル
義務ヲ負フ

第貳條

ハ第壹條ノ全地積ヲ ヨリ引渡シテ
受ケタル日ヨリ地主 ニ對シ其墾成地ノ上ニ當然
永小作權ヲ取得スルモノトス

第參條

ニ於テ永小作權取得ノ上ハ地主 ハ
毎年一反歩ニ付金 ノ割ヲ以テ ニ對シ小
作料ヲ徵收スル權利ヲ取得ス

前項ノ小作料ハ ニ於テ毎年九月參拾日迄ニ給
分ノ四拾壹月參拾日迄ニ拾分ノ六ノ割合ヲ以テ之ヲ支拂
フヘキモノトス

第四條

ハ小作徵收ノ年ヨリ起算シ滿五年ヲ經過シ
タル後ハ土地ノ肥瘠四隣ノ景狀物價ノ高低等ヲ斟酌シ翌
年度以後ノ小作料ヲ適宜増減スルコトヲ得

但此ノ場合ニ於テハ ハ遅クモ翌年壹月參拾日迄
ニ 其旨ヲ通知スルコトヲ要ス ハ小作
料増加ノ時ニ限り前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ
參拾日內ニ本契約ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ

ハ其旨ヲ
ニ通知スルニ因リ當然解除ア

リタルモノトス

第五條 ハ第壹條ノ地積内ニアル樹木中其ノ

部分ニ於ケル 木 本ハ風防林トシテ保存シ

其他ノ樹木ハ別ニ約スル方法ニ從ヒ伐採スルモノトス

第六條 又ハ ノ一方ニ於テ其ノ義務ニ違背

シタルトキハ他ノ一方ヨリ本契約ヲ解除スル事ヲ得此場

合ニ於テ其一方ハ該契約解除ノ通知アリタル日ヨリ起算

シ一週間ノ内ニ異議ヲ申出サルトキハ本契約ハ當然解除

スルモノトス

第七條 官用又ハ公共ノ爲メ小作地ノ返地ヲ要スルトキハ前

田ハ土地收用法ニヨルノ外六ヶ月以前ニ之レヲ

ニ通知シ契約ノ解除ヲナスモノトス但之レガ爲メニ要ス

ル移轉其他ノ諸費及損害ハ官廳又ハ起業者ヨリ拂渡スヘ

キ金額外 二於テ辨償ノ義務ナキモノトス

前項返地一部分ナルトキハ其減縮シタル地積ニ對シ小作

料ヲ徵收セサルモノトス

第八條 第六條第七條契約解除ノ場合ニ於テ

有ニ屬スル建物植物等ヲ契約解除ノ日ヨリ起算シテ參拾

日内ニ取去ルヘシ若シ 二於テ右期限内ニ取去ラ

サルトキハ ノ費用ヲ以テ之ヲ取去リ其物件ヲ公

賣ニ付シ其代金ヲ以テ前記費用ノ償還ニ充テ尙不足アレ

バ更ニ之レヲ徵收シ若シ餘贏アレハ之ヲ返附スヘシ

第九條 又 ノ一方ニ於テ不得止事故ニ依リ

本契約ノ解除ヲ欲スルトキハ壹ヶ年前ニ之ヲ他ノ一方ニ

通知シ其承諾ヲ求ムヘシ

第十條 ハ ノ承諾ヲ經テ永小作ノ權利ヲ他

人ニ讓渡スコトヲ得

但其權利ノ存續期間内ニ於テ其土地ヲ他人へ賃貸スルコ

トヲ得ズ

第十壹條 ハ小作地ノ負擔ニ屬スル通常又ハ非常ノ

租税ノ公課ヲ官廳又ハ前田ニ對シテ支拂ヲ爲ス義務ヲ負

レモノトス

第貳款 附 約

第十貳條 ハ本契約ノ外地主方別ニ定ムル小作取締

規則ニ從フ義務ヲ負フ

第十參條 ハ地主ニ對シ ノ爲メノ保證人ト

シテ本契約ノ履行及損害賠償ノ責ニ任ズ

右契約書貳通ヲ調製シ双方捺印ノ上各壹通宛所持スルモノト

ス

明治 年 月 日

東京市

華族

地主

農場寄留士族 農場事務長

右 代理人

縣 國 郡 村 番地

小作人

年 月 日生

縣 國 郡 村 番地

保證人

年 月 日生

第八 H 農場

(北海道廳、北海道ニオケル
農場經營ノ實例三〇頁以下)

(甲) 小作人規程

第一條 本場小作人ハ此規程ヲ遵守スヘキモノトス

第二條 小作地ノ貸下ハ隨意契約及競争入札ノ二種トス

第三條 小作地ノ賃貸期間ハ十ヶ年以内トス

前項ノ期間滿了ノ後ハ更ニ双方合意ノ上繼續スルコトヲ

得

第四條 小作地ノ賃貸ヲ受ケントスル者ハ其旨農場事務所ニ

申出テ戶籍謄本ヲ差出ス可シ(後略)

第五條 小作地賃貸ノ許可ヲ受ケタルモノハ二名ノ連帶保證

人ノ連署ヲ以テ小作證ヲ差出ス可シ

第六條 小作人土地ノ引渡ヲ受ケタル時ハ直チニ内地ニ居住

シ門戸ニ姓名ヲ明記シタル標札ヲ掲出シ且ツ其ノ本籍ヲ

移轉スヘシ

第七條 小作人ハ其品性ヲ慎ミ勤儉質素ノ美風ヲ養成シ苟モ

奢侈放逸ノ行アルヘカラス

第八條 小作人ハ農事ヲ精勵シ永遠ニ亘ル小作地ノ改良ニ留

意シ而テ産業資金ノ融通並ニ備荒貯蓄ノ目的ヲ以テ互農

場路行會ニ加入スルコトヲ要ス

第九條 貸下地積ハ外畜ヲ以テ則定シ作道畦畔其他ハ之ヲ除

去セス

第十條 小作料ハ水田ニ於テハ玄米ヲ以テ畑ニ以テハ現金ヲ

以テ別ニ指定スル定率ニヨリ之ヲ徵收ス水田小作料ト雖

モ特殊ノ事由アルトキハ特ニ現金ヲ以テ代納ヲ許可スル

コトアルヘシ之ノ場合ニハ小作人ハ地主ノ指定スル換算

金額ニ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

第十一條 小作人ハ其入實秤量俵裝等ニ留意シ其小作地ヨリ

ノ收穫米中品質優等ノモノヲ納入スヘシ

第十二條 小作米ハ年ノ豊凶ニ拘ラス小作料納入告知書ニ定

ムル一定ノ期間内ニ指定ノ場所ニ納入ス可シ

第十三條 小作料ハ五ヶ年毎ニ更定スルモノトス

前項ノ場合ニ於イテ小作人ハ其更定額ニ異議ヲ申立ツル

コトヲ得ス

第十四條 小作人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ地主ハ一定

ノ期間ヲ定メ相當ノ行爲ヲ命スルコトアルヘシ

一、施肥耕耘ヲ怠リ或ハ地力消耗セシムル等不當ノ耕作

ヲナシタルトキ

一、用水及排水路ノ浚渫及ヒ修繕ヲ怠リタルトキ

一、病虫害ノ驅除及ヒ農事改良ニ必要ナル方法ヲ行ハサルトキ

一、宅地及地先道路ノ掃除並ニ修繕ヲナサ、ルトキ

一、公衆衛生ニ關スル施設ヲ爲ササルトキ

前項ノ場合ニ於テ小作人ハ自費ヲ以テ指示セラル、行爲ヲナシ聊モ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十五條 小作人ハ地主ノ承諾ヲ得シテ小作地ノ轉貸ヲナスコトヲ得ス

第十六條 小作地ノ地形ヲ變更シ又ハ耕地以外ノ目的ニ使用セムトスルトキハ地主ノ承認ヲ受ク可シ

第十七條 猥リニ小作地ノ原形ヲ變更シ若クハ荒廢ニ歸セシメタルトキハ小作人其ノ損害ヲ賠償スヘシ

第十八條 地主ハ官用又ハ公共ノ爲メ必要ヲ生シタルトキハ貸貸期間内ト雖モ豫メ期間ヲ定メ小作契約ヲ解除スルコトアル可シ

第十九條 前條ノ場合ニ於イテ家屋其他建築物取除キニ要スル費用ハ其官公署又ハ起業者ヨリ相當拂渡ス可キ補償金ノ外小作人ノ負擔トス

第二十條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ地主ハ催告ヲ要セシテ直ニ小作契約ノ解除ヲナスコトアルヘシ

一、小作料ヲ滞納シタルトキ

一、耕耘ヲ怠リ農業ノ見込立ヲ難キトキ

一、國法ヲ犯シ又ハ農場ノ秩序ヲ害シタルトキ

一、第十四條乃至第十六條及第三十四條ニ違背シタルトキ

一、破産或ハ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

一、小作地ヲ荒廢ニ歸セシメタルトキ

一、小作料ノ更正ヲ承諾セサルトキ

一、損害賠償ノ義務ヲ履行セサルトキ

一、擅ニ小作地ヲ退去シ全家不在一ヶ月ニ互ルトキ

一、其他本規程ニ違背シ又ハ不正ノ行爲ヲナシタルトキ

第二十一條 小作契約解除ノ際未納ニ係ル小作料其他徴收スヘキ金額物件ハ一時ニ之レヲ完納セシムルモノトス

第二十二條 前條金額物件ヲ納入期間ニ完納セサルトキハ其地上作物及ヒ其他ノ物件ヲ地主ニ於イテ損害賠償ノ爲適宜處分スルモ小作人ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二十三條 左ノ場合ニ於イテ既設物件アルトキハ小作人ハ

解約ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ除去スヘシ若シ期間内ニ除去セサルトキハ前條末段ノ例ニヨリ之ヲ處分スヘシ

一、自己ノ都合ニ依リ小作地ヲ返納シタルトキ

一、第十八條及第二十條ニ因リ小作契約ヲ解除セラレタルトキ

第二十四條 第二十條ニヨリ借地權ノ解除ヲ受ケタル者ハ再

七小作人タルベキヲ許サス

第二十五條 小作人貸借期間内ニ自己ノ都合ニ因リ契約ヲ解除セントスルトキハ六ヶ月以前ニ其旨届出テ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於イテ小作人ハ其後續小作人ヲ推薦スルコトヲ得
但推薦小作人ノ許否ハ地主ノ任意トス

第二十六條 前條第一項ノ場合ニ於テ地主ニ損害ヲ蒙ラシメタル時ハ小作人ハ之ヲ賠償スヘシ

第二十七條 小作契約解除ノタメ小作人損害ヲ蒙ルコトアルモ地主ハ之カ賠償ノ義務ナキモノトス

第二十八條 小作地ニ對スル地租及地方稅反別割、村稅反別割並ニ土功組合反別割ハ地主ニ於テ負擔スルモ其他ハ凡テ小作人ノ負擔トス

第二十九條 用水路及排水路ノ幹線ハ地主ニ於テ掘鑿スルモ支線ハ凡テ小作人ノ自費ヲ以テ掘鑿スルモノトス

第三十條 小作人ハ左ノ場合ニ於テ毎戸一戸ニ付壯丁二人ヲ無料出役スルモノトス

一、農場内共用道路橋梁並ニ用水及ヒ排水路ノ修築(公道橋梁排水及用水路ニシテ修築其他地方的規約アルモノハ包含セス)

一、農場専用用水路幹線及其水源並ニ工作物ノ修理維持ニ必要ナル作業

第三十一條 不可抗力ニ因リ小作地ニ異狀ヲ生シタル時ハ小

作人ハ即時届出検査ヲ受ク可シ

第三十二條 保證人ハ小作人ト連帶シテ小作ニ關スル一切ノ義務ヲ履行シ其責任ヲ果ス可キモノトス

第三十三條 保證人ノ變更ヲ要スル時ハ速ニ新舊保證人同行其旨届出テ小作證書訂正ノ手續ヲナスヘシ

第三十四條 小作人ノ家ノ戸主ニシテ兵役其他止ムヲ得サル事故ニ依リ三十日以上他出セントスルトキハ直ニ其旨届出ツ可シ

第三十五條 小作人ハ場内ノ整理統一ヲ計ルタメ組合ヲ組織シ組合員ヨリ互選ヲ以テ組長ヲ一名設ク可シ

第三十六條 組長ハ常ニ組合員ノ行爲ヲ注意シ其勤惰ヲ明ニシ地主ノ示達傳令及ヒ諮問ニ應ジ組合員ノ意見ヲ開陳スルモノトス

第三十七條 農場支配人ハ其職名ヲ以テ地主ニ代リ其規定ニ因ル權利義務ヲ攝行スルモノトス

第三十八條 本規程ハ大正五年十二月ヨリ執行ス右之通相定ム

大正 年 月 農 場
附 記

現在小作料率左ノ如シ(下略)
(乙) 小 作 證 書

石狩國上川郡鷹栖村H農場

一、反別線號

合計

前記土地水田トシテ使用ノ目的ヲ以テ御借受仕候ニ就テハ左記條項遵守可仕候

一、貸借期間ハ何年 月ヨリ何年 月迄何ケ年間トス

二、土地借受ノ目的ヲ達スル開墾料小屋掛料及移住費其他一切ノ費用ハ拙者ニ於イテ負擔可仕候

三、借受地ニ就テハ何年ヨリ宅地ヲ除キタル全反別ニ對シ水田小作料上納可仕候但高丘地ニシテ絶對灌漑不可能ノ土地ハ實地御検査ノ上畑地トシテ小作料御徴收下サル可ク候

四、宅地ハ反別一反歩以內トシ畑地ニ準シ賃貸料御徴收可相成候事ニ筆以上ノ宅地ニアリテハ拙者居住地ニ限り前項ニ依リ其他ハ水田ニ準シ賃貸料御徴收ノ儀承知致候

五、小作料ハ左ノ割合ヲ以テ上納可仕候

一 自何年 至何年 水田一反歩ニ付玄米

一 自何年 至何年 畑一反歩ニ付金

一 大正何年以降ハ追テ定ムル處ニ依ル可シ

六、借受地内ニ於テ別紙小作人規程第十六條ニ依リ目的外使用御認可ノ場所所有之候トキハ其土地ニ對シテハ水田ニ準シ小作料上納可仕候

七、前項特別使用地ハ本小作地御貸付期間内ニ拘ラス貴下ノ御請求ニヨリ何時ニテモ異議ナク返地可仕候

八、保證人ハ小作人ニ連帶シテ其義務ヲ履行可仕候

九、農場小作人規程中ノ小作人權利義務ニ關スル御規程ヲ本證書ノ内容トスル事ハ承知仕候

右御借受仕候ニ就テハ農場小作人規程ヲ遵奉シ専心農業ニ従事仕候可ク後日異議無キ爲連帶保證人連署小作證書一札差入候也

年 月 日

住所

本人

住所

連帶保證人

住所

同 右

農場支配人某殿